

益田市公用車への次世代自動車導入方針

第1 目的

本市におけるカーボンニュートラル推進に向け、公用車への次世代自動車の導入に関して、必要な事項を定める。

第2 定義

本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車であって、市が管理し、かつ、公務において直接使用するものをいう。
- (2) 次世代自動車 電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）等、通常のガソリン車に比べて環境性能に優れた自動車をいう。

第3 目標

前項第1号の公用車について、令和12（2030）年度までに100パーセントを次世代自動車とすることを目指すものとする。ただし、用途、使用条件等に照らして適合する次世代自動車がないもの、及び使用する業務の性質を踏まえた個別検討を要するものを除くものとする。

第4 導入における基本的な考え方

公用車における次世代自動車の導入における基本的な考え方は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用車を新規に導入し、又は更新する際は、次世代自動車の導入を基本とする。
- (2) 新規導入における車種の選定は、用途、頻度、航続距離、充電設備の設置状況等の諸条件を総合的に勘案して行う。
- (3) 更新における車種の選定は、機械的に現行車両と同等の種別用途を採用することなく、稼働見込み、必要十分な使用用途、用途に応じた乗車定員・積載量、充電設備の設置状況等を総合的に勘案し、将来的な見通し及び優先順位を考慮して行う。
- (4) 次世代自動車の効果的・効率的な導入のため、並行して公用車の保有台数の適正化に取り組む。この場合において、民間企業とのカーシェア等、保有のあり方についても併せて検討を行う。

第5 留意事項

- (1) 公用車の新規導入・更新に当たっては、災害時の電力供給源としての活用を視野に、外部給電機能を備える車種の選定、外部給電機の導入等を検討する。
- (2) 保有台数の適正化については、所管換え、共用化、管理のDX化等、効果的・効率的な管理手法についても検討を行う。

第6 導入方針の見直し

本方針は、次世代自動車の普及状況を含む社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

第7 適用

本方針は、令和6年11月1日から適用する。